# 令和5年第1回

刈谷知立環境組合議会定例会会議録

令和5年3月15日

# 議事日程第1号

令和5年3月15日(水)

午前10時00分開議

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	議案第1号	刈谷知立環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第4	議案第2号	刈谷知立環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
日程第5	議案第3号	刈谷知立環境組合職員の降給に関する条例の制定について
日程第6	議案第4号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第7	議案第5号	令和5年度刈谷知立環境組合一般会計予算
日程追加1	議員提出	

議案第1号 刈谷知立環境組合議会個人情報保護条例の制定について

出席議員(15名)

1番 上田昌哉 2番 加藤廣行 3番 兼子義信 4番 葛 原 祐 季 小 林 昭 弌 5番 佐 原 充 恭 6番 7番 鈴木絹男 8番 鈴木浩二 9番 中島孝之 10番 谷口睦生 11番 外 山 鉱 一 12番 中野智基 13番 中嶋祥元 14番 山本 シモ子

15番 山 崎 りょうじ

\_\_\_\_\_

説明のため議場に出席した者(4名)

 管理者
 稲垣
 武副管理者
 林 郁夫

 所長
 外山伸一
 業務課長
 深谷裕之

\_\_\_\_

職務のため議場に出席した事務局職員(5名)

 
 課長補佐兼 焼却施設係長
 早川俊治
 課長補佐(総務担当) 兼総務係長
 岡田和秀

 専門員 近藤水葉 専門員 生田悟詩

主 査 岡本和幸

# ○議長(中嶋祥元)

ただいまから令和5年第1回刈谷知立環境組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、過日送付しました議事日程表のとおりですので御了承願います。

次に、日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議規則第72条の規定により、会議録署名議員については、3番 兼子義信議員、11番 外山鉱 一議員の両議員を指名します。

# ○議長(中嶋祥元)

次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本会議の会期は本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(中嶋祥元)

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定しました。

## ○議長(中嶋祥元)

次に、日程第3、議案第1号 刈谷知立環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

本案の説明を願います。

## ○議長(中嶋祥元)

所長。

# ○所長(外山伸一)

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号 刈谷知立環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律いわゆる改正個人情報保護法が令和5年4月1日から全面施行となることから、国、地方公共団体、民間事業者を含め、全国統一の個人情報保護制度となります。

それに伴い、今回の制定は、刈谷知立環境組合も組合市と同様に個人情報保護法の規定が直接適用されることを受け、同法において、制度の施行に関して条例で定めることが可能な事項などを定めるものでございます。

それでは、内容につきまして、条文に沿って御説明申し上げます。

第1条は趣旨規定、第2条は定義規定で、第1項では、刈谷知立環境組合の機関とは議会を除く 管理者及び監査委員をいうこととし、第2項では、この条例で使用する用語は個人情報保護法にお いて使用する用語の例によることといたします。

第3条は開示請求に係る手数料等について、現行と同様に手数料はゼロ円とし、写しの交付を御 希望される場合は写しの作成及び送付に要する費用を御負担いただくこととするものでございます。

第4条は審査会への諮問について定めるもので、第1項は、組合の機関に対する個人情報の開示 請求等に係る審査請求についての諮問は、引き続き刈谷知立環境組合情報公開・個人情報保護審査 会に対して行うものとするもの、第2項は、組合の機関は、この条例を改正し、または廃止しよう とする場合のほか、個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定める場合において、特に必要であ ると認めるときは審査会に諮問することができることとするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第5条は、個人情報開示請求の実施状況の公表について定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するもの、附 則第2項はこの条例の施行に合わせて現行の刈谷知立環境組合個人情報保護条例を廃止するもの、 附則第3項から附則第6項までは刈谷知立環境組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を定め るものでございます。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い必要があるからでご ざいます。

以上でございます。

# ○議長(中嶋祥元)

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

#### ○議長(中嶋祥元)

9番 中島孝之議員。

# ○9番(中島孝之)

この条例に関しては、それぞれの市でも現に出ていると思うんですけれども、まず最初にお聞きしたいことは、この刈谷知立環境組合の個人情報の保護条例を廃止して、新たに刈谷知立環境組合個人情報の保護に関する法律の施行条例を制定する。こういうふうになっているんですけれども、今この条例を制定をしなければならないという、そういう義務規定というか、そういうものは元の法律のほうにはあるんでしょうか。また、そういうような形で制定をするのに、いつまでに決めなければいけない。そういうような規定があるのかどうか。この条例だけだと具体的に何をするのかが、よく読み取れなくて、元の法律そのものを読まなければ何をやろうとしているのか、ほとんど

読み取れないんですね。そういう点ではこの法律、もしこの条例を制定しないと、どういうことになるのか。その辺の実際の、条例を制定しなければならないというその立法事実が、何かはっきりしないんですね。ですから、もしこの条例を制定しないと、どういうことになるのか。また、制定したら、どういうことがメリットとしてあるのか。その辺のところを説明してください。

## ○議長(中嶋祥元)

業務課長。

#### ○業務課長(深谷裕之)

個人情報保護法が改正されたことに伴い、令和5年4月1日から国、地方公共団体、民間事業者を含め、全国統一の個人情報保護制度となります。現行の刈谷知立環境組合個人情報保護条例の内容のほとんどが改正後の個人情報保護法において規定されるため、重複する現行条例の廃止とともに個人情報保護制度の施行に関して必要な事項を定める刈谷知立環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定を行うものであります。

続きまして、この条例の制定における期限についての御質問でございますが、改正個人情報保護 法の施行日である令和5年4月1日より地方公共団体に対して法が適用されるため、施行日までに 法の施行に必要な施行条例を制定する必要がございます。

続きまして、この条例を制定しなければ、どのような問題が発生するのかという御質問についてですが、今回の施行条例を制定しなければ法に沿った個人情報保護制度の運用ができなくなるものと考えております。

以上でございます。

# ○議長(中嶋祥元)

中島孝之議員。

## ○9番(中島孝之)

4月1日までにこれを決めなきゃいけないというふうになっているんですが、それは法律によって決められているんですか。実際にその法律を実施しようと思うと、ないと困りますけれども、それは法律をもって決めなきゃいけないというふうになっているのかどうか、そのことをお聞きしたんですが、その辺がどうなんだということが一つと、それから実際にこれまで刈谷知立環境組合でもって、この法律そのもの自体は個人情報の保護に関してですけれども、情報を公開するというね、そういうことを前提にして、それに対しての今回の国のほうの法律そのものが変わってきているんですけれども、今まで刈谷知立環境組合でこの情報公開請求をされた、そういったような事例というのは具体的にあるんでしょうか。特に何もこの情報公開請求が今まで1件もないのに、それでこれを決めなきゃいけない。多分法律で決められているんだったら決めなきゃしょうがないんですが、もしそうじゃなくて任意だということであるならば、今慌ててこの条例を決めなきゃいけないとい

うこともないんじゃないかと。先ほど4月1日の施行に合わせてやらないと弊害があると言われましたが、それは義務としてなっているのかどうか、その辺のところをお答えください。

# ○議長(中嶋祥元)

所長。

## ○所長(外山伸一)

ただいまの御質問のうち、審査会の法での位置づけはどうかとの御質問でございますけれども、個人情報保護法の105条のほうですけれども、それでもってその中で審査請求があった場合ですね、審査会のほうへ諮問しなければならないということが規定されておりますので、私どもとしてはこの施行条例ということでその審査に耐え得るものだということで進めてまいるということを定めた上で、法規ですので一般に周知する必要もございますので、そういったことを通じて公平性を確保していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

## ○議長(中嶋祥元)

業務課長。

## ○業務課長(深谷裕之)

現在までに開示請求を受けた事例についての御質問についてですが、組合の中では事例のほうはございません。

以上でございます。

## ○議長(中嶋祥元)

中島孝之議員。

# ○9番(中島孝之)

知立の市議会の中でね、この議会質問の質疑をやった時に、県に対してはこれが義務付けられているんだけれども、市のほうについては任意だということも聞いているんですね。しかも、今お答えがあったように、これまで具体的に情報開示請求があったということがないという。ちょっと実際にこの条例に関して言えば、あってもなくてもどっちでもいいという、そういうようなものになっちゃうわけですね。その辺のところが、今のこの時期に決めなきゃ、さっき4月1日から施行するからないと困ると言うけれども、実際にはそういうようなことが今まで全然1件もないようなものを、慌てて4月1日に決めなきゃいけないのかと。私自身は、この今回の法改正というのがデジタル関連のそういうデジタル田園都市基本構想みたいなものがあって、そこで今回マイナンバーに基づいた全体のビッグデータというものが集積される。そのビッグデータを一般的に活用するために、今回のこの法改正そのものが行われている。そういう点で言うと、今までの個人情報の保護法の立場と大きく変わって、個人情報今までだと出さないというか守るという観点だったのが、今度

は個人情報を活用するという、そういう方向の中の大きな方向転換が国のほうの法律にあると思うんですね。そういうふうになったときにその個人情報を保護するという観点から言いますと、今回の法律というのは大変大きな問題があるというふうに私は考えています。そういう点では、今回のこの刈谷知立環境組合において、慌てて今のこの時期にこの条例を制定する。これは実際には、国のほうの法律のほうも、ほとんどまだマイナンバーカードも普及してないような状況で、マイナンバーカードに関しては、様々な問題があって漏えいの可能性もある。実際に幾つかの欠陥が指摘もされているような、そういうような状況で、いわば制度そのもの自体が生煮えのような、そんなような状況の中で慌ててこういう条例を制定する。これについては問題があるというふうに私は考える。これについては反対をいたします。

## ○議長(中嶋祥元)

山本シモ子議員。

# ○14番(山本シモ子)

私も続いて、議案第1号 刈谷知立環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につい て。まどろっこしいんですけどね、これまでの個人情報保護法は、このことによって廃止になりと いうこと。今の中島議員の質疑の中でも言って、そういう解釈が。率直に言ってまどろっこしいと いうことを受けとめております。なぜ制定なのかということは、反対討論の中で中島議員が指摘を したことと、私も本当に同趣旨です。デジタル化の推進が強行にいくというところから、そのよう な条項のものが入るんだなということを危惧している問題点が含まれているということです。それ でこの今の質疑の中でも、私がちゃんと理解したいなと思うところも随分解明はされています。結 局、全国統一的に行わなければならない。ならないという上からの押しつけのような。これまでの 個人情報保護、個人情報保護という、個人の情報を保護するんだなという名の元に、実はいろんな データをこれまでも法律、施行の時から危惧されていたことがいっぱいあります。例えば、ここを 整備の時から問題になってきたのは自衛官の適任者名簿が問題になった。いわゆる政府の利益にか なった個人の情報、住所、氏名、生年月日、性別の4情報以外の本籍や親の職業などの個人情報を 住民基本台帳の趣旨を踏みにじり、550自治体から提供させていたということも当時問題に露呈し ました。また、警察から大手サラ金業者への犯罪で犯歴データ、犯罪の履歴ですね。犯歴データの 流出。その見返りとして業者から警察へビール券や時計などが届けられていた収賄疑惑なども、当 時問題になったことをいろいろ思い出してきました。それらの問題の解明は、実はされていない、 抜け穴になっていると。この個人情報保護条例の下で、抜け穴になっていると言っていいのではな いかと言えます。そもそも個人情報保護法という名の下に法律の主たる目的の持つところが、権力 者を持つもののデータ収集に、まさに個人の情報が収集されるという危険性が、今ある個人情報保 護法でも払拭できていないということを私は危惧をしています。今回の法律をさらに多分ビッグ

データのところからの、新たな制定になるのではないかと思っています。

そこでね、ちょっと解明ができなかったところがありますので、私もお聞きをしたいんですが、これまでに開示の履歴はないよと。例えば、この議会では請願者が請願を届けるだとか、何か要望書を届けるだとか、そういうことも成り立っていないという状態になりますので、そういう個人の情報がこう開示を要求するということもなかったということもあります。開示請求者が、ということは二つの、三つのことを一回聞きますね。まず、4条の審査会への諮問です。審査会はどのように設置されるのか。まず、これがよく分からなくてね。この組合の皆さんなのか、理事者になるのか、審査会とはどこになるのかということが一つ。もう一つはこの組合でいう個人情報とは何になるということを考えるのか。それから、もしも開示請求の場合の手数料等が今回改正の内容になっていくんですが、開示請求者が不利益になることはないのか。開示請求はなかった履歴はあるんですけどね、長いこと。なんだけれども開示請求者が不利益になることはないのか、そうならないための条例制定なのか。ちょっとその三つがよく分からなかった。今の質疑を聞いていてもちょっと読み取れなくて、よろしくお願いします。

## ○議長(中嶋祥元)

業務課長。

## ○業務課長(深谷裕之)

まず、1点目の刈谷知立環境組合情報公開・個人情報保護審査会のメンバーについてのお話なんですが、有識者の方を含む5名で構成させていただいている審査会でございます。

次に、組合で扱います個人情報、どんなものがあるかというところでございますが、現在組合で 扱っております個人情報につきましては、例えばグラウンドの利用申請書だとか、リサイクルプラ ザの出品申請者の情報、あと事業系ごみの搬入に伴う計量カードの付与申請者の情報等でございま す。

以上でございます。

# ○14番(山本シモ子)

開示請求者の不利益。

# ○業務課長 (深谷裕之)

失礼いたしました。

開示請求者の不利益になることはないのかということの御質問ですが、今回法に沿った適用をしていくことによって不利益は生じないものというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

## ○議長(中嶋祥元)

山本シモ子議員。

# ○14番(山本シモ子)

最初にお答えいただきました審査会の設置、設置するわけですが、審査会って誰なのということが管理者なのか、理事者の皆さん全部なのかが、やっぱり分からなかったんですね。それで審査会は有識者を含む5名と言いました。この5名の皆さんは、いわゆる刈谷知立の関係者が5名の中に含まれているのかどうかも確認させてください。

次ですが、開示請求者の不利益になるのかならないのかは、ないと言われましたが、そのための 条例制定になるのか、それともその部分は今までの個人情報保護法とも何ら関係ないよということ なのか、もう1点、確認させてください。

## ○議長(中嶋祥元)

業務課長。

# ○業務課長 (深谷裕之)

審査会の委員につきましては、大学の先生だとかの経歴を持つ方だとか、税理士さん、それに弁護士さん、そういった有識者の方で構成させていただいております。関係者は審査会の中には含まれておりません。

続きまして、2点目の御質問ですが、今回うちが条例を制定するに当たりましては、法の制度を 適切に運用するために制定しているものでございます。

以上です。よろしくお願いします。

## ○議長(中嶋祥元)

山本シモ子議員。

# ○14番(山本シモ子)

適切に運用するというか、上からの押しつけなのでね、先ほどの質疑でも分かりましたけれども、民間事業者を含め、全国統一的とするための、改めて法律施行条例の制定について。この法律施行のところがビッグデータ等の関係があるのではないかという、まさにこれからの社会体系を大きく変えていくであろうということが、いろいろと危惧されているものがビッグデータです。そういうところに私たちの情報、私たちというか一般市民の情報が、きちんと守られるのかどうかというところが全く読み取れない。読み取れません。だけども法律施行で対応しないといけないよというところから、なければならないのかどうかというところを中島議員は丁寧に質疑していましたが、しなくてもいいのではないかというところも見え隠れしているというのが、この条例制定だと思います。それから危険性があるということを改めてマイナンバーカード、ビッグデータ等で危険性があるということは、この個人情報、個人情報保護法のことだともいうことを思っている部分があります。

審査会の設置ですけれども、審査会は何かあったときにしか呼ばれないということだとは思いますが、有識者と言うけどね、その役職があることを有識者というふうに言うんでしょうけれども、そもそもこの個人情報保護法のことをしっかりとね、理解をして臨んでほしいというところを上から目線で、ここの部分は上から目線で、申し訳ありませんが、そのことをしっかりと深くお伝えいただきたいと。その立場で来るんであろうけれども、役所の関係を継ぐというと、やっぱり役所が上になるのでね。そうではない、審査会にも一つのポジションがあるということを、きちんと私は伝えておきたい、改めて伝えておきたいと思います。そんなことをいろいろこう聞き取りもしましたが、改めて思うところは、この今質疑の中でも言葉としては使ってきましたが、今回の個人情報保護の方法に関する法律施行の制定、これまでの個人情報保護法は消えてなくなるよということの、保護の制定、改めて制定するものではないんじゃないかというところも1点。逆に危険性があるということを、指摘をします。その危険性とはマイナンバーカード、ビッグデータ等の自公政権が進める、やっぱりその法律施行の問題点だと思っていますので、よって議案第1号 刈谷知立環境組合の個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、私は反対します。

## ○議長(中嶋祥元)

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑討論を終わります。

これより採決します。

一部に反対意見がありますので、これより起立採決します。

本案について、原案のとおり可決することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

# ○議長(中嶋祥元)

ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

しばらく休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時56分 再開

#### ○議長(中嶋祥元)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

議員2名から議員提出議案第1号 刈谷知立環境組合議会個人情報保護条例の制定についてを提案されたいとの申出がございますので、日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

# ○議長(中嶋祥元)

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。 しばらく休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

# ○議長(中嶋祥元)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議員提出議案第1号 刈谷知立環境組合議会個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。提出者代表より本案の説明を願います。

# ○議長(中嶋祥元)

提出者代表。

## ○5番(佐原充恭)

提出者を代表しまして、議員提出議案第1号 刈谷知立環境組合議会個人情報保護条例の制定に ついて御説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、地方公共団体の執行機関が新たに同法 の適用を受けることとなる一方で、地方議会は適用対象外とされたことから議会における個人情報 保護制度を維持する上で必要があるため、条例を制定するものであります。

それでは、御説明申し上げますので、議案書の1ページをお願いします。

第1条から4ページの第3条までは総則で、この条例の目的や議会の責務等を定めるもの、4ページの第4条から9ページの第16条までは、個人情報の取扱いについて規定しており、個人情報を保有するに当たっての制限や個人情報を収集する場合の利用目的の明示等を定めるもの、9ページの第17条は、個人情報ファイルについて規定しており、議会が保有する個人情報ファイルについては、帳簿を作成し、公表しなければならないことを定めるものです。

11ページの第18条から17ページの第30条までは、個人情報の開示について規定しており、開示請求の手続方法や開示決定の期限等を定めるもの、17ページの第31条から19ページの第37条までは、個人情報の訂正について規定しており、訂正請求の手続方法や訂正決定の期限等を定めるもの、19ページの第38条から21ページの第43条までは、個人情報の利用停止について規定しており、利用停止請求の手続方法や利用停止決定の期限等を定めるもの、21ページの第44条から次ページの第46条は、審査請求について規定しており、開示決定等に審査請求があった時は、刈谷知立環境組合情報

公開・個人情報保護審査会に諮問することなどを定めるものです。

22ページの第47条から次ページの第52条までは雑則で、開示請求等をしようとする者に対し、利便性を考慮した適切な措置を講じることや、毎年度この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表することなどを定めるものです。

23ページの第53条から次ページの第57条までは、罰則について規定しており、罰則の対象者、対象行為、量刑等について定めるものです。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、必要があるからであります。

以上で説明は終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

#### ○議長(中嶋祥元)

ただ今の説明に対する質疑、討論を行います。

## ○議長(中嶋祥元)

中島孝之議員。

## ○9番(中島孝之)

先ほどの休憩時間の時にもいろいろ聞きましたけれども、重複するところは避けますけれども、 基本的にやっぱり条例とか、そういうのをやるときには立法事実というのが大事だと思うんですよ ね。具体的にこの法律を決めなきゃいけない、この条例を決めなきゃいけない、具体的なもの。そ れはいったい何なのか。それをまずはっきりさせなきゃいけない。そして、その法律を何のために 制定するのか。その目的がはっきりしてなかったら、その法律を作る意味がないわけですね。そし て、併せてその法律を作ることによって、どういうことが確保されるのか。認められるのか。その ことがはっきりしなかったら、その条例を作る必要はない。これは国会の法律でもいつも問題にな ることで、立法事実が明確でないような法律を作ることはできないというふうになっていると思う んですね。

したがって、今回のこの条例を制定するのに当たって具体的な立法事実は何なのか。そのことに ついて説明していただきたいと思います。

# ○議長(中嶋祥元)

しばらく休憩します。

午前11時2分 休憩

午前11時09分 再開

○議長(中嶋祥元)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁をお願いします。提出者代表。

# ○5番(佐原充恭)

先程来の議論の中にもあったかと思いますが、今回の条例を制定する必要性、整合性につきましては、法律が施行されたということに伴い条例化するもので、制度の整合に関して必要があるということでございますので、よろしくお願いします。

#### ○議長(中嶋祥元)

中島孝之議員。

#### ○9番(中島孝之)

これは今回のこの組合議会のやつについては、法律の枠外だからじゃないですか。法律ができた からというのは理由にならないと私は思いますが。法律の中で入ってないから、法律の中でこれを やらなきゃいけないというのは、そこから外れちゃっているからね。それで組合議会のほうの条例 を作らなきゃいけないという、それが基本的なその趣旨なんじゃないんでしょうか。法律が施行さ れたという、そこの違いのところが改めて全国一律の法律が規定できないから、この刈谷知立環境 組合のその条例を作らないと困る。じゃあ、刈谷知立環境組合でもって情報公開請求があった時に、 じゃあそれをどういうふうにやるかということを決めるのが、この条例の趣旨なんじゃないかと。 だから、そういう説明だったのも、もともとそんなのは規定されてないんだから、こんな法律作る 必要ないということじゃないですか、条例を。だから、それはちょっと説明しておかしいと思いま す。基本的に言えば、先ほど私、申し上げましたように、さっきその陳情だ、請願だ、請願者とか、 そういうのを言ったけど、そんなもの自体がそもそも存在しない。大体、請願だ、陳情を受けると いう、そういう規定が環境組合そのものにないわけだから、そんな情報があるわけがない。しかも 傍聴についても具体的な規定がないし、傍聴者の氏名を書かなきゃあいけないなんて規定もないわ けでしょう。そうすると刈谷知立環境組合議会がですね、議会が持っているそういった公開が求め られるような、その情報が何なのかということ自体がはっきりしない。そういうようなことがはっ きりしないようなことについて規定をしたとしても、さっきこの交通事故の話が出ましたけど、あ れはまあはっきりしている。だけど今回のこの問題については何が対象なのか、はっきりしない。 それでじゃあ、このことについて架空の話をいくらこうやったって、しょうがないわけで。だった らそのことについて、こういう場合が本当に困るんだと。そのことを明確にしなかったら、この条 例を作る意味がないじゃない。目的もはっきりしないんで。対象がはっきりしない、目的がはっき りしない。それによってどういう、そのメリットがあるのか。そのこともはっきりしない。先ほど 立法事実ということを申し上げましたけれども、そういうものがないような法律だとか、条例とか いうのは、私は存在すべきでないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

## ○議長(中嶋祥元)

本件につきましては上位法、国の上位法に対する関連であるということで、今の法律を制定する ことのメリット、デメリットという議論そのものは少し若干異なるのかなというふうに思いますが、 そのあたり事務局のほうで、御答弁あったらお願いします。

# ○議長(中嶋祥元)

業務課長。

## ○業務課長(深谷裕之)

当局といたしましては、あくまでも法の義務づけではないにしろ、適切に運用していくためには 必要な条例だというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### ○議長(中嶋祥元)

山本シモ子議員。

## ○14番(山本シモ子)

まあいろいろと備えあれば憂いなしというような問題じゃないかということもありましたが、備えないといけないかな。罰則規定の57条までというのが、今の中島議員の質疑の中でも露呈したなと。明確になったなというふうに思っています。法に義務づけ、法律が施行されたからということで、これはその上位法ではないと思うところも、私も感じております。

まず、情報公開の関係なんですけれども、いろいろあるよ。さっきもね、休憩中に触れたんですが。私たちこの議会の、議会の制定なので、議事録の閲覧との整合性なんかありますか。議事録の 閲覧は必然的に今までやれたんですか。その関係についてコメントをお願いします。

# ○議長(中嶋祥元)

事務局お願いします。業務課長。

#### ○業務課長(深谷裕之)

議事録の閲覧についてはですね、来所された方にも閲覧しておりますし、議事録のほう、ホームページそういったところで一般的に公表させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

# ○議長(中嶋祥元)

山本シモ子議員。

# ○14番(山本シモ子)

ということはね、その議事録の閲覧、議事録だもんで、私たちがその名簿の加工だとかなんかに もってくるのか、そんなことはないんだと思いますが、来所された方たちにも今までもきちんと閲 覧はしています。こういう方たちも情報公開の中に入り込む、そんなこともあるのかどうか、お願いします。

## ○議長(中嶋祥元)

事務局のほうで答弁お願いします。業務課長。

#### ○業務課長(深谷裕之)

議事録の内容については、一般に公表されるべきところの内容でありますので、通常どおり公表 していくものというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○議長(中嶋祥元)

山本シモ子議員。

#### ○14番(山本シモ子)

まあ、それは当然のことで、今までもそこに壁があったわけではありません。そして、それがゆ えに情報公開をしたことによって、その方たちの名簿等の適切なもの、匿名加工情報の取扱いに係 るだとか、こういうものにはかからないんだというふうには思っています。私たち議員の名簿につ いてということです。でも、私たちの名簿も匿名加工なんかでファイル、ファイル閉じの中に入る のかなということもちょっと思ったりしているところなんですが、加工する部分がないのでね、よ ろしくお願いします。そもそも、また3回目ですのでね、議員提出議案第1号 刈谷知立環境組合 議会個人情報保護の条例の制定についてです。結局今の審議で分かりましたが、義務づけはないん だけれども法律が施行されたからということでした。法律が施行されたけれども、ここには上位法 はないということをちょっと議会として作らなければ、制定しなければならないということではな いということも確認できたと思っています。そもそもこの議会はね、市民の生活をケアする、いわ ゆるライフワークと言ってもいい部分を取り扱っています。ところが法律家になって市民、両市の 市民ですね。声はなかなか届きにくい議会になっていると言ってもいいのではないでしょうか。そ ういう点で、私たち議員となったときには一生懸命その立場で頑張っているところですが、今回議 員提出議案として提出しなければならないというところの意図は不明確なまま来たと思います。結 局はっきりしたのは国が法律を作ったからというとなると、はっきりしているんです。先ほどの議 案第1号 刈谷知立環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についても法律が変わっ たから施行しなければならないよ。ここの議案第1号に反対をして今表明しましたので、よってこ の議員提出議案第1号にも反対をします。制定は必要ないということです。

以上です。

## ○議長(中嶋祥元)

ほかに。ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより採決します。一部に反対意見がありますので、これより起立採決します。 本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

## ○議長(中嶋祥元)

ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、原案のとおり可決することに決定しました。

\_\_\_\_\_\_

# ○議長(中嶋祥元)

次に、日程第4、議案第2号 刈谷知立環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正 についてを議題とします。

本案の説明を願います。

○議長(中嶋祥元)

所長。

# ○所長(外山伸一)

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第2号 刈谷知立環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について御説明申 し上げます。

この改正は、刈谷知立環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び同議会個人情報保護条例の制定により、組合の機関及び議会の諮問先となる審査会の所掌事務に関する規定の見直しを行うものでございます。

それでは、内容につきまして条文に沿って御説明を申し上げます。

第1条の改正は、審査会の設置規定において審査会の所掌事務に関する内容を別途第2条の2で 規定するため条文の構成を改めるもの、第2条の改正は、この条例における用語として、実施機関、 組合の機関及び諮問庁について第1号から第3号まで新たに定めるもの。

5ページをお願いいたします。

第2条の次に1条を加える改正は、新たに第2条の2として審査会の所掌事務を定めるもので、 第1号及び第2号は、情報公開制度に関する実施機関の諮問に応じ、審査請求について調査審議するほか、重要な事項について審議し、意見を述べることとするもの、第3号から第6号までは、個人情報保護制度に関する組合の機関及び議会の諮問に応じ、審査請求について調査審議するほか、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について審議し、意見を述べることとするものでございます。

第4条第1項及び第2項の改正は、審査会の調査権限等に関する規定について第2条に定めた用

語に改めるもの、及び法改正に伴い調査対象となる公文書に関する字句の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、6ページをお願いいたします。

附則第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するもの、附則第2項は経過措置で、この条例の施行前に諮問された審査請求に関する審査については引き続き従前の例により行うものとするものでございます。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い必要があるからで あります。

以上でございます。

## ○議長(中嶋祥元)

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

# ○議長(中嶋祥元)

中島孝之議員。

## ○9番(中島孝之)

具体的な質疑というのは今までずっとやってきましたので、特に改めて聞こうというのは思いませんが、ただ今回のこの審査会条例のほうに関しても、基はその条例及び国の法律のほうに合わせて今回変えるということでございますので、これに関しましては、私自身は基本的に反対でございます。

## ○議長(中嶋祥元)

山本シモ子議員。

# ○14番(山本シモ子)

議案第2号についても、ただいまの説明の中でも明解になりました。法改正に伴いという。今回は一部改正になっているんですが、その一部改正も法改正に伴い必要であるというふうにありました。個人情報保護法という名の下の、法律施行そのものにも危惧をしているところですので保護はしてもらいたい。何人も保護しなければならない。よもや情報が開示されるようなことがあってはならないということは、言うまでもありませんが、議案第1号に続き反対を表明しておりますので、よってそれに伴う議案第2号 刈谷知立環境組合情報公開・個人情報保護審査会の一部改正、審査会の一部改正ですが、法施行に伴い必要だというふうな内容からの提案になっておりますので反対を表明します。

# ○議長(中嶋祥元)

ほかに。ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑、討論を終わります。 これより採決します。一部に反対意見がありますので、これより起立採決します。 本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

# ○議長(中嶋祥元)

ありがとうございました。起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

## ○議長(中嶋祥元)

次に、日程第5、議案第3号 刈谷知立環境組合職員の降給に関する条例の制定についてを議題とします。

本案の説明を願います。

## ○議長(中嶋祥元)

所長。

## ○所長(外山伸一)

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第3号 刈谷知立環境組合職員の降給に関する条例の制定について御説明申し上げます。

地方公務員法では、分限や懲戒に関する事由や手続等は条例で定めることとしております。

今回の制定は、定年延長に係る制度の改正により、役職定年に伴い降任することとなり、本人の 意に反して降給が行われることから、必要な事項を定めるものであります。

それでは、制定の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は趣旨規定で、職員の意に反する降給に関し必要な事項を定めることとし、第2条は降給 について、刈谷市職員の降給に関する条例の例によるとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからであります。

以上でございます。

# ○議長(中嶋祥元)

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

# ○議長(中嶋祥元)

山本シモ子議員。

# ○14番(山本シモ子)

定年延長に関する地方公務員法一部改正、本庁の市議会の本体のほうでも、この12月議会に提案 されて賛成を表明したところです。いつまでも働けるなどとは、実は思っておりません。しかしな がら、現在の局面を見るとね、社会の情勢はどうなっているのかというと年金受給が60歳だったの が5年延長の65歳になり、だから65歳までは再任用制度を作りましたよ。公務員にはこういうものが出てきたり、いろんなことがこう、この間、めくるめくようにして変わってはきております。そういう中で65までは安定的に働くというような状態が、最初は公務員から年金5年先送りを決めた公務員から来たんですが、民間の中でもそれが当たり前のようにされております。お体のことをいたわりながらにもなりますが、まだまだやっぱり働ける処遇だなということは、これは否定はしておりません。ですが、問題点の中身はやっぱり年金の減額等、年金では暮らせない。こういうことがあるのではないかということを厳しく指摘をし、議案第3号 刈谷知立環境組合職員の降給に関する条例の制定、中身は定年延長に関するものということで賛成はします。

#### ○議長(中嶋祥元)

上田昌哉議員。

#### ○1番(上田昌哉)

議案には賛成で、ちょっと気になった文言があったので質問させていただきます。この文章の中 に職員の意に反する降給という、職員の意に反する、ニュアンスとか、どういうイメージか、教え てください。

## ○議長(中嶋祥元)

業務課長。

# ○業務課長 (深谷裕之)

今回の定年延長に係る制度改正によって、定年が65歳まで引き上げられることに伴う役職定年による降任及び降給を想定しております。

以上でございます。

# ○議長(中嶋祥元)

ほかに。ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑、討論を終わります。 これより採決します。

本案について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(中嶋祥元)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

# ○議長(中嶋祥元)

次に、日程第6、議案第4号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制 定についてを議題とします。

本案の説明を願います。

# ○議長(中嶋祥元)

所長。

# ○所長(外山伸一)

8ページをお願いいたします。

議案第4号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の制定は、定年延長に係る地方公務員法の一部改正に伴い、関係する4本の条例を整理条例 として一括して改廃を行うものであります。

それでは、制定の内容につきまして、条文に沿って御説明申し上げます。

第1条は、刈谷知立環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、第3条の地方公務員法の引用条項を記載のとおり改正するもの、第2条は、刈谷知立環境組合職員の再任用に関する条例の廃止で、定年延長により従来の再任用の仕組みが廃止されることを受け、条例を廃止するもの、第3条は、刈谷知立環境組合職員の定年等に関する条例の一部改正で、第1条の地方公務員法の引用条項を記載のとおり改正するもの、第4条は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で、懲戒処分における減給について、発令の日に受ける給料と地域手当の合計額を算定の対象とすることを明記し、後段として、減給額の上限を現に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の1相当とするものであります。

9ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。 提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからであります。 以上でございます。

## ○議長(中嶋祥元)

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

# ○議長(中嶋祥元)

山本シモ子議員。

# ○14番(山本シモ子)

議案第3号の定年延長、役職定年でした3号について、こちらは議案第4号の一部改正、定年の延長ですからね。一部改正ですけれども、改定する職員への65歳定年ということになっておりますので、再任用制度そのものがなくなるということで、条文の中に入っております。よって、議案第3号にも賛成しましたし、議案第4号にも賛成を表明します。

以上です。

## ○議長(中嶋祥元)

ほかに。ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑、討論を終わります。 これより採決します。

本案について、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(中嶋祥元)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

## ○議長(中嶋祥元)

次に、日程第7、議案第5号 令和5年度刈谷知立環境組合一般会計予算を議題とします。 本案の説明を願います。

## ○議長(中嶋祥元)

所長。

## ○所長(外山伸一)

予算書及び予算説明書の3ページをお願いいたします。

議案第5号 令和5年度刈谷知立環境組合一般会計予算について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,194万2,000円と定め、歳入歳出予算の 款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算の歳入の主なものについて説明いたします。

1款分担金及び負担金は、組合市からの分担金17億2,882万4,000円を見込むものでございます。

2 款使用料及び手数料は、2億293万8,000円を見込み、このうち主なものはごみ処理手数料といたしまして2項手数料2億224万7,000円でございます。

3款繰越金は、前年度からの繰越金3,000万円でございます。

以上、歳入合計は21億7,194万2,000円でございます。

5ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。

1款議会費220万9,000円は、組合議会の運営に要する費用でございます。

2 款総務費は1億2,429万9,000円で、組合職員の人件費をはじめ、組合の運営管理に要する費用でございます。

3 款衛生費は18億7,044万2,000円で、クリーンセンター及び余熱ホールの運営管理に要する費用、 4 款公債費は1億7,489万2,000円で、借入金に対する償還元金及び利子でございます。

5款予備費は10万円を計上するものでございます。

以上、歳出合計は21億7,194万2,000円でございます。

次に、主な内容につきまして説明いたしますので、22ページをお願いいたします。 歳出でございます。

3款1項1目クリーンセンター管理費は予算額16億5,385万6,000円で、主なものは説明欄の中ほど、包括的運営管理業務委託料といたしまして、クリーンセンターの効率的な運営管理に要する経費14億円でございます。

24ページをお願いいたします。

2目余熱ホール管理費は、予算額2億1,658万6,000円で、主なものは説明欄の中ほど、指定管理料といたしまして、プール、トレーニングジムをはじめ、余熱ホールの運営業務に要する経費5,300万円及び施設整備工事費といたしまして、利用者の安全性と快適性の向上を図るため余熱ホール南面プール上部の開閉扉、移動サッシなどの改修工事、プールの水温調整を担うプレート式熱交換器などの改修に要する経費1億5,390万円でございます。

次に、歳入の主な内容につきまして説明いたしますので、12ページをお願いいたします。 歳入でございます。

1 款 1 項 1 目分担金は17億2,882万4,000円で、1 節分担金といたしまして刈谷市が11億1,081万2,000円、知立市が6 億1,801万2,000円でございます。

2款2項1目ごみ処理手数料は2億200万円で、1節ごみ処理手数料は一般家庭以外のごみの焼却、破砕、処理する手数料でございます。

なお、26ページから31ページに一般会計給与費明細書、32ページから33ページに債務負担行為の 支出予定等に関する調書、34ページに地方債に関する調書を記載しております。

また、別冊といたしまして、令和5年度当初予算主要事業の概要を添付しております。 以上、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長(中嶋祥元)

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

# ○議長(中嶋祥元)

葛原祐季議員。

#### ○4番(葛原祐季)

歳入におきまして、今の説明書の15ページ、売電電力料金として2億円が計上されておりますので、関連する内容についてお伺いします。

これ、令和4年度の一般会計と同額の計上なんですけれども、地域新電力会社、刈谷知立みらい電力株式会社が設立され、今年の7月から公共施設に電気を供給していくと聞いております。主に刈谷知立環境組合で発電された電力を利用いたしますので、何かしらの変更があるのだというふう

に思いますが、この変更になること等、また、売電単価についてもお聞かせください。 お願いします。

# ○議長(中嶋祥元)

業務課長。

## ○業務課長 (深谷裕之)

現在クリーンセンターで発電した電力を組合市の一部公共施設に供給しており、私ども組合は電力の地産地消に努めてきたところでございます。

今回の刈谷知立みらい電力株式会社の設立は、私ども組合の地産地消への取り組みがさらに拡充できることから、売電先を現在の荏原環境プラント株式会社から変更することになりますが、売電の仕組み自体は現状と変わりませんので大きな変更はございません。

次に、現在の売電単価についてですが、クリーンセンターで発電した電力は固定価格買取制度の対象となる紙ごみや剪定枝など、自然由来のごみを焼却したことによる電力、いわゆるFIT電力が1キロワットアワー当たり17円、プラスチックや化石燃料に由来するごみを焼却したことによる電力である非FIT電力が1キロワットアワー当たり7円であります。売電単価につきましては、今後刈谷知立みらい電力と協議を進める予定でありますので、よろしくお願いいたします。

## ○議長(中嶋祥元)

葛原祐季議員。

以上でございます。

## ○4番(葛原祐季)

次の質問でございますけれども、刈谷知立みらい電力を設立した目的は地産地消への取り組みを 通じ、脱炭素化を進めることでもあります。

そのためには、刈谷知立みらい電力の主力電力でありますクリーンセンターの電力を、より多く 提供することが望まれると思いますけれども、クリーンセンターの発電量を増やすことができるの か、お聞かせください。

# ○議長(中嶋祥元)

業務課長。

# ○業務課長 (深谷裕之)

クリーンセンターで発電する電力量は、可燃ごみの量と質により、大きく変動してまいります。 そのため、ごみの量が減れば発電量も減ることとなり、発電への取り組みは、大変重要なものとなってまいります。

現在クリーンセンターでは、最新技術であるAIクレーンの導入や自動燃焼制御の高度化により、 焼却時のごみを均一化し、燃焼状態を最適な状態に保つことで発電量の安定化に努めております。 今後につきましては、資源リサイクルの推進により、ごみの減量化が進むものと考えております ので、新たな発電技術や、発電効率の高い設備などの情報収集に努め、その活用事例などを研究し てまいりたいと考えております。

以上でございます。

## ○議長(中嶋祥元)

葛原祐季議員。

#### ○4番(葛原祐季)

ありがとうございます。今答弁いただいた内容で理解できましたが、クリーンセンターさんでは 令和14年度以降、また大規模な設備機器の更新を行うというふうにも聞いておりますので、また発 電設備においても、より効率の高い最新設備に更新することも、ぜひ検討していただきたいという ふうに思います。この議案には賛成でお願いします。

以上です。

## ○議長(中嶋祥元)

ほかに。山本シモ子議員。

## ○14番(山本シモ子)

ちょっと忘れないうちに、主要事業の概要のところの余熱ホール施設整備事業が予算のところに 入っておりますが、概要は分かったんです。この工事の、改修工事をやる期間と、それから、その 間、利用はどうなるのか。この1億5,390万円となっているんですが、このサッシの部分というの かな、移動サッシを改修しますよと。この面積とか、ということが分かれば教えてください。

それから次ですが、私としては24ページの余熱ホールの関係で少しお聞きしたいと思います。余熱ホール2億1,600万円の計上で、この中に市民の皆さん本当に楽しみにしている健康づくりにも本当に大きく寄与するのが、この温水プールなんですが、ここは12節で指定管理料が5,329万円が計上されております。ここで働く人たちの部分ですので、お願いしてあるわけです、指定管理で。まず、この指定管理者の雇用状況をお願いします。どれだけのスタッフが入り、そしてその会社が、会社名をもう1回教えてくださいね。正規、パート、臨時いろいろあると思うんですが、今のように雇用形態が。正規は何名で運営されているのかについてをお聞きします。

その上で、使用料で12ページだったと思います。余熱ホール使用料69万1,000円、たくさん聞きますので、ごめんなさいね。これが入っております。これ、なんでしたかね。プールを利用する人の利用券だと思いますが、65歳以上は半額になりますが、その部分も入ってなのか。この部分だけのお金なのか。もう少し分かりやすく使用者についての歳入を教えてください。

## ○議長(中嶋祥元)

業務課長。

#### ○業務課長(深谷裕之)

まず、1点目の移動サッシの改修工事の内容だとか範囲についてでございますが、開閉部のサッシが約24m、ちょうど開く部分になるんですが、それに固定部のサッシを含め、全体で約50mでございます。面積といたしましては約570㎡であり、工事の時期についてですが、毎年休館しております年末と1月に、それに加えまして2月を含めた約2か月半で実施する予定でございます。

なお、この工事の影響を受けない2階のトレーニングジムなどは2月は営業する予定でございま すので、お願いいたします。

続きまして、余熱ホールのスタッフ数についてですが、令和5年2月末時点で総人数が60名、うち正規職員の人数は10名でございます。こちら事業者のほうですが、リンクワークス株式会社を代表とする共同企業体でございます。

続きまして、4点目の余熱ホール管理費における特定財源の内訳ですが、こちら自動販売機設置 使用料及び電柱等敷地料である余熱ホール使用料として69万1,000円、それに利用料金還元金とし て1,000円をそれぞれ見込んでおります。

以上でございます。

## ○議長(中嶋祥元)

山本シモ子議員。

## ○14番(山本シモ子)

まず、最初に余熱ホールの施設整備事業ですが、大改修で一応プール等、その時は更衣室ですね。 こういう部分を大改修して今になっているんですが、この改修の時にお風呂がなくなったというこ とになるんですが、その時の改修にはここは当たらなかった。まだもつからいいと見たのかどうか を含めて、結局また改修するとなると、市民の皆さんの利用が止まるわけですからね。その点につ いて、もう少し深めたいと思いますのでお願いします。

次ですが、余熱ホール事業のところでいきますと、歳入に入ってくるのは自動販売機等の関係だということでありますが、65歳以上が半額というのがあって、ここもう少しね、次の議会の時に深めたいと思います。この半額利用者がどれぐらいいるのか。高齢者の皆さん結構利用、足腰弱くなるのでね。頑張っている方みえるので、単なる楽しみという方もみえるけれども、そういう点でもう少し深めたいと思います。今日はその内訳はお聞きをしませんが、3回目。もう1回そこ答えていただいて、3回目の討論とします。プールの改修の頻度。

# ○議長(中嶋祥元)

業務課長。

## ○業務課長(深谷裕之)

プールの改修工事についてですが、今リニューアル工事をしました平成25年、26年の中で、どう

してやらなかったということでございますが、25年、26年のリニューアル工事は建物の中の利用勝手を変更するもので、そういった形の改修で行わさせていただきましたので、その時にはサッシの改修工事は行っておりません。このサッシ自体は、建設当時の昭和62年度から補修はしているものの使用し続けてきているものでございまして、昨年度劣化診断をさせていただいたところ、かなり劣化が進行しているということで今回工事をさせていただくことといたしました。

以上でございます。

#### ○議長(中嶋祥元)

山本シモ子議員。

#### ○14番(山本シモ子)

予算全般にわたってですが、私、余熱ホールをとって指摘をしました。今の余熱ホール施設改修 事業の1億5,390万円も無論、賛成します。そして、その、そこに至る経緯も触れていただきましたので、劣化ということはよろしくない。ここは何だろう、材質がいわゆるプラスチック等、そういう材質になるので劣化していたら落ちてくるということもありますので、それをちゃんと診断をしたということも評価したいと思いますので。ただ、その間プールは使えませんよということですが、トレーニングジムは使えるということも明らかにしていただきました。致し方ないですね。この間の温水プールなのに冬場に温水が使えない。致し方ないですけれども、少しいつもの休業期間を、休館期間を延長して2月半ばまでと。新しくなることを願っております。

予算全体にですが、私は3款衞生費余熱ホールの指定管理料について、決算でも反対を表明しました。何がいかんかって指定管理者がよろしくない仕事ぶりだとか、その社員の皆さんを否定していることは一度もありません。ただ、やっぱり今明らかになりましたね。スタッフ60名中の正規は10名。結局はね、指定管理者制度というのは、こういう安上がり雇用になっていくということです。これを直営でやって、直営でやった場合も私たちの市の職員、両市の職員となるわけですから、その場合も臨時や会計年度、会計年度は同一労働、同一賃金なので賃金ちゃんと守られますし、行政の役割の形骸化なんですよ、指定管理者制度というのは。これもうやめるべきだということを、どんどん政治が悪くなっています。地方自治体の立ち位置が本当に悪くなっているということを、私は本当に危惧しますので、指定管理者制度ではなく職員にするべき。職員にした場合に、この現在受けているリンクワークス株式会社の皆さんがこういう市の、市というか、この環境組合議会のところで雇用される直接雇用になればいいのであって、スタッフの方は慣れていますからね。トレーニングのこともプールのことも慣れている方たちになっていますので。安上がり雇用ではなく、きちんと守る。行政が守る。こういうことにつなげていきたいと思い、引き続き安定運営に頑張ってもらいたいというのが言うまでありませんが、そういう指定管理ではなく直営をと強く求めて委託料の5、322万円の部分について否定をし、結論、議案第5号、当初予算に対して反対を表明します。

## ○議長(中嶋祥元)

ほかに。上田昌哉議員。

## ○1番(上田昌哉)

質問を。3点あるんで、一括でやりますが、1点目の質問。これ分担金が前年度予算より 2,870万円マイナスになっているんですが、その理由を1個教えていただきたいということと、2 点目はこれからの新型コロナウイルス、どんどん緩和されてきて、余熱ホールの利用者見込み、これは増えると思っているんですが、予想はどう思われているのか。それと追従して、余熱ホールの割引券がかかっていると思うんですが、その対象者はどういうところに配布しているか教えていただきたいということと、最後に3点目の質問は、クリーンセンター包括的運営管理事業、総額 140億円、2022年度から2031年度まで、気になるのは債務負担行為。債務負担行為って単年度の会計に出てこないで未来の借金なんですね。その中で未来ね、知立市さんと刈谷市さんが安定しているかと言ったら分からないんですね、最近。非常に世の中変動しているんで、そういうところでは 総額140億円というこの金額は妥当なんですかというところと、あと2009年にここ建て替えられているですね、クリーンセンター。2009年に建て替えられている。これいろいろな人に聞くと耐用年数って30年ぐらいなんですよ。半分ぐらいで大規模改修やって半分ぐらいなんだって。よく言うのは大体30年ぐらいだと言われて、計算したら2038年頃、建替えなのかなと思っているんですが、建て直しの費用等はどのように考えているんですか。この3点とりあえず、お願いします。

#### ○議長(中嶋祥元)

業務課長。

# ○業務課長(深谷裕之)

まず、1点目の御質問ですが、前年度予算より2,870万円マイナスとなっている、その主な理由でございますが、歳出額全体を抑制したことによるもので、その具体的な内容につきましては、3款1項2目余熱ホール管理費が移動サッシの改修工事などに伴い、1億1,971万8,000円増額となった一方で、4款1項公債費において、クリーンセンター建替え時の起債が一部完済したことによる償還金の減少に伴い、2億603万7,000円減額したことによるものでございます。

2点目の余熱ホール利用者見込みについてでございますが、第7波、第8波と重なる令和4年4月から令和5年1月末までの期間で、前年度同月までで比較しますと、約10%の増加となっております。

今後につきましても、新型コロナ感染状況や感染拡大期の対処方針などに即し、必要な感染症対 策を行い、利用者の安全性を確保した上で利用促進に努めたいと考えているところでございます。

また、余熱ホールの割引券につきましては、組合市の小中学生に対する利用促進のため、小中学校を通じて配布しております。

続きまして、3点目のクリーンセンターの包括的運営管理業務委託事業につきましては、令和3年度に公募型プロポーザルを実施し、事業者の提案内容及び提案価格を総合的に評価しており、適切な価格であると考えております。加えて、提案価格につきましては、当施設と類似する同規模の施設のごみ処理量1トン当たりの経費比較などの確認を行っております。

次に、クリーンセンターの建替え費用についての御質問ですが、建替え、具体的には建物と焼却 設備を同時に更新することになりますが、現在のところ検討は行っておりません。

当施設では、現在の包括的運営管理業務委託の10年間は、徹底した焼却設備の保守点検を実施し、機器を適切に保全していくことでクリーンセンターの延命化を図ってまいる予定でございます。 以上でございます。

## ○議長(中嶋祥元)

上田昌哉議員。

#### ○1番(上田昌哉)

つまり分担金が下がった、抑制する、これ大事ですよね、抑制し、歳出を抑制する。すごい大事なことですが、御答弁のところで、やっぱりそうは言っても、サッシの改修工事1億6,600万余、上がっている。何でかって言ったら、皆さん御存じのように本当に今鉄骨相場もどんどん上がっている。高止まりですが、非常にそういうところでは、ここの建築コストそういうところは非常に注視していかなきゃいけないんだな。1億6,000万って言ったら刈谷市でいうなら高校医療完全無料化入院、通院やっても余るぐらいの予算がですよ。もう会計に挙がってくる。そういうところでは非常にここは注視していく。で、大事じゃない。焼却場ってすごく大事ですよね。この前、刈谷でも1号線より上の水、止まっちゃって、非常に困るね。焼却場って非常に大切ですから、ぜひそこの経営管理、頑張っていただきたい。

余熱ホール、市民の方がすごい、やっぱり利用率上がっていくんですよね。その中では小中学生に割引券、割引券を配っていく。これ、できたらもう無料券にしてほしい。子育て政策、岸田さん頑張ってね、異次元をやるって言っているでね。小さいところからこつこつとって、非常に大事なんですよね。非常に大事です。これから本当にもう人口が上がらない中で、ファミリー層の争奪戦で本当にゼロサムゲームなんで、勝者なき戦いですけど、そうは言ってもやっぱり、こういうね、あっ、割引じゃなくて無料なんだ、刈谷市。住んでみようかな。小さなことからこつこつ。だから、これ無料にしていただきたいという御意見とですね。

最後のところ、これね、なかなかやっぱり、焼却場って非常に大事で、例えば豊田市さんで昔で 120億ぐらいで建てたんですね。いろんなところと比較して一番安いところ120億円で建てたけど、 建てたところが潰れちゃった。こういうこともある中で、多分今後もしこれは刈谷市さん建替えないですが、多分150億超えていくんじゃないかな。ここの人件費と建築コスト上がり具合でいうと、

もし将来的には非常にここって高コストなんで、その中ですごいなと思ったのは、頑張って整備して、この施設を延命していく。これって非常に大事じゃないですか。延命させるほうに、できるだけ長寿命化。ここで一つ矛盾があるのは電気代。売れたほうがいいのかもしれませんが、でも市民にだからって、ごみ増やせってことは絶対あり得ないです、SDGsだから。市民の皆さん、ごみはやっぱり分別して減らしてくださいって、ずっとやってきているわけですから。仮に最新設備をやって、電気代の売電のお金が上がること自体だけがいいわけじゃなくて、ここの数字にはとらわれないでいただきたい。非常にごみが減る。燃やさない、炉が耐久性が長持ちするわけですよ。燃やさないことが。だからこの辺は最新技術入れて、炉の耐用年数が伸びて売電が上がるならいいですが、ここはね、非常に何かこう、日本人ってブームに乗りやすいんでね。何か新しい電力会社でやったり、燃やす、売電して金額が上がったらいいじゃん。そこが違うんだと。SDGs、ごみを減らすこと。それで、その結果が売電下がっても私はいいと思っているんですね。そういうところはね、全体で見ていただきたい。大事な施設ですから。ぜひ、よろしくお願いします。この議案には賛成です。議長ありがとうございます。

## ○議長(中嶋祥元)

ほかに。中島孝之議員。

#### ○9番(中島孝之)

当初5点ほどお聞きしようと思いましたが、先の方が質問された部分がありますので、まず、3点についてお聞きいたします。まず1点目は歳出の3款衛生費1項の施設管理費ですね。この1目のクリーンセンターの管理費について、これは対前年度でもって4,831万1,000円の増となっていますが、その理由は何かということですね。それで最初に一つ申し上げておきますが、今回は予算書とか予算説明書をちょっと読んだんですけどね。その対前年比が大きく変わっているところについては、やっぱり説明が記載してあるといいんですね。それで今年度の予算だけ見ても対前年がどうなっているのか。何でこれが増えているのかということが見えないんです。ですから、前からやってみえる議員の方は前年度の予算書を持っているから、それと見比べればいいんでしょうけれども、新しくなった議員にとってみれば前年度がどうなっているのか、さっぱり分からない。何でこれが増えているのか減ったのかということが、これだけでは分からないんですね。そういう意味では、もう少しその予算説明書について詳しく、特に大きく変化したところ、これについてはこういう理由で変化したということを書いていただきたいということを先に申し上げておきます。今のところですが、その具体的に対前年度で増えたその分について、どういう訳で増えたのかということ。それからまた施設費の施設整備工事費2,000万円と事業用車両の購入費、この内容というのは具体的に何を買おうとしているのかということをお答えください。

それから2番目が、今現在、可燃ごみが先ほど生ごみのところ枝とか、そういうような部分のと

ころ、それからプラスチックごみでもって売電価格も変化をする。そういうようなことを言っておりましたけれども、具体的にその生ごみの占める割合、それがどのぐらいになるのかということですね。それから生ごみそのものを、今生ごみに関しても刈谷も知立もそうですけれども、家庭系のごみの排出量、1日1人当たりのごみの排出量。それを県下のほかの自治体と比べてみると、刈谷も知立も非常によくないんですね。数量が多い。県の平均よりもはるかに上回っている。そういうような状況から言うと、その家庭系のごみの排出量を減らすということが必要なんではないかというふうに今思っております。そういう点では、例えば生ごみを分別収集して資源として活用する。そういうようなことをクリーンセンターとして考える。そういうことはできないのかどうか。

それから2点目として、現在容器包装リサイクルのごみはプラごみとして容器包装リサイクル法に基づいて処理業者等に回して処理をしているというふうに思いますが、先ほどの方の質問の中にもありましたけれども、実際に今、容器包装リサイクル法が問題になったというのは今から30年ぐらい前ではないかと思いますが、その段階でも容器包装リサイクル法に基づく、そのプラスチックごみのリサイクルの方法についてマテリアルリサイクルにするか、サーマルリサイクルにするかと、その辺のところでマテリアルリサイクル、物から物へのリサイクルというのは非常に費用がかかるわけですね。それに対して最も簡単な方法がサーマルリサイクル。要するに燃やして発電して回収するというね。そういう方法を取るということがいいんじゃないかと言われたけれども、結果的にはサーマルリサイクルについては認められなくて、マテリアルリサイクルだけが決められた。これ数年、数十年前の法律の施行の段階でそうなったんですが、今の情勢からいきますと、逆に言うと新たにそのいろんな様々な費用をかけて物から物へやるよりも、実際にはサーマルリサイクルという形でもってやったほうがはるかに経費も安くなるし、実際のより効率的なリサイクル方法にもなるんじゃないかというように今私は思います。

それから併せて、現在のごみ焼却場の運営の中で以前に、だいぶ前ですが、私がこの施設に見学に来た時に、実際生ごみの量が増えてくると燃焼熱が下がってしまうので、それに対して助燃剤を入れて温度を上げて、それによってダイオキシンなんかの発生を防ぐような、そういう処理をしているというようなことを聞いておりました。逆にそのプラスチックごみが増えることによって、その助燃剤を入れなくてもある程度、温度を保つことができるので一定程度のプラスチックごみが入るほうが、むしろ効率がいいというようなこともお聞きしております。そういったことから、今プラごみについて、実際に容器包装リサイクル法でやっているのは多分減容化して、それを次の業者に渡して、そういうような形でもってリサイクルしていると思うんですが、こういったような容器包装のリサイクル法の分野に関しても、これを減容するかしないかはとにかくとして、直接サーマルリサイクルに回すというようなことをやれば、その刈谷知立環境組合の焼却炉のより効率的な運用になって、しかもその助燃剤等を使わずに、それが全部発電に回すことができる。そういう面で

言うと、今までの処理の方法を根本的に考える必要があるんじゃないかなということを私は思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

## ○議長(中嶋祥元)

業務課長。

#### ○業務課長 (深谷裕之)

まず、1点目のクリーンセンター管理費についての主な増額理由でございます。こちら灰の資源 化の増加に伴う運搬処理委託料の増加、電話交換機改修に伴う工事請負費の増加などでございます。 次に、施設整備工事費の2,000万円についてですが、こちらは自然災害や不測の事故などで緊急工 事が生じた場合の備えとして確保しているものでございます。次に、事業用車両購入費についてで すが、粗大ごみの運搬などに利用するショベルローダーが購入から20年以上経過していることから、 車両を更新するものでございます。

2点目の可燃ごみのうち生ごみの混入割合ですが、令和3年度実績では、約2割が生ごみでありました。なお、分別収集や分別ごみの資源化については組合市の所管となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、3点目の容器包装リサイクル法に規定されるプラスチックごみの処理についてですが、組合では容器包装リサイクル法に該当する対象物の処理は行っておりませんので、こちらも組合市の所管となりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

# ○議長(中嶋祥元)

中島孝之議員。

## ○9番(中島孝之)

現在ですね、ここの発電設備の能力ですけれども、能力は6,000キロワットというふうに聞いているんですが、実際の発電量について言うと3,000キロワットぐらいで止まっているわけですね。3,500とか600とか。今日も見てきたら3,500、600でしたか。これを実際に6,000キロワットの能力があるけど、何でその程度にとどまっているのか。これを増やすためにはどうすればできるのか。その辺のところを一つはお聞きをしたいということ。で、生ごみが増えてくれば燃焼の熱量がこう減っていって発電量は減るんじゃないかというふうに思うし、先ほど申し上げたように燃焼熱量が大きいプラスチックごみが増えれば、発電量も増えてくるんじゃないかというふうに私は考えます。これは分別収集ということについては、それぞれの市がやっている管轄なんですが、ここには両市の市長さんも見えるわけで、そういう両市の段階においても生ごみの量を減らすということを、これを資源化するというようなことをやっていきますと、家庭ごみの排出量がうんと減る。そういう

問題になってくるんじゃないかと。そういう意味では、まさに環境組合の役割として、そういうことを考える。そういうことが必要なんじゃないかというように私は思います。で、今この両市の共通の課題だと思いますので、市町村が資源化施設を、生ごみの資源化施設を建設する場合には環境省とか農水省から交付金が交付されます。循環型社会形成推進交付金とか、地域バイオマス利活用交付金。こういった交付金制度もあります。そういう意味では、こういったものを活用して環境組合として業務範囲を拡大してはどうかというふうに思います。この辺のところについては、業務課長にお聞きしても分からんと思いますけれども、管理者のほうでお答えいただければと思います。

それから今の質問の中で、灰の資源化による運搬業務委託料が増加したというようなことを言っているんですけれども、灰に関して言うと、溶融炉を廃止して、これが実際には排出ごみとして、前はリサイクルごみというふうになっていたのが排出ごみというふうに変わったと思うんですけれども、それが何か今聞いていたら灰の資源化によって運搬業務委託料が増加したということを言っているんですけれども、具体的に灰の資源化をすることによって運搬業務の委託料が増加するということは具体的には何をしたのかという、そのことをお聞きしたいということ。

それから容器包装リサイクルの問題については、各市がやっているということは分かりますけれ ども、これは先ほど私も取り上げたように、そういう活用の仕方もあるんじゃないかということで、 もし管理者のほうでそういう考えがあるなら、お聞きをしたいというふうに思います。

## ○議長(中嶋祥元)

業務課長。

## ○業務課長 (深谷裕之)

まず、1点目ですが、発電能力6,400キロワットでございますが、実際3,000キロワット程度である、その辺のところ、どうやってやれば増やすことができるかというところでございますが、少し現状の状況を御説明させていただきますと、当焼却施設が原則24時間継続して運転を行っており、計画的に安定した稼働を実現するためには3炉ある焼却炉を2炉運転を基本にして、1炉はメンテナンスというようなことで、それぞれ3炉ある炉を切り替えながら運転しているということの事情がございまして、一般的な発電量は3,000キロワット程度という形となっております。

次に、2点目の安定した発電量を確保するためにはどうすればよいかということなんですが、こちら現在クリーンセンターでは最新技術の導入などにより、焼却時のごみを均一化し、燃焼状態を最適に保つなどの取組みを進めることで発電量の安定化に努めておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3点目の灰の資源化による運搬業務委託料が増加したことの内容についてですが、 こちら焼却灰を再資源化するために溶融する民間施設のほうに搬入させていただきます。そうしま すと、運搬委託料それに処理委託料、そういったものが加算されますので、民間施設へ搬入すると いうことで灰のリサイクルを推進するという考えの下、行っております。

あと、容器包装リサイクル及びごみの処理分別その辺の考え方については、組合市のほうの業務となっておりますので、私どもとしましても、そちらのほうにいろいろ協力しながら考えていくものというふうには思っております。

以上でございます。

#### ○議長(中嶋祥元)

所長。

#### ○所長(外山伸一)

先ほどの容器包装リサイクルごみのほうの仕組み自体の問題について触れられておりました。ただいま市のほうにおきまして、一般廃棄物処理基本計画というのを策定中とも聞いておりますので、そのあたりのごみの発生量等との推計などを見ながら、今後適切に対応してもらえる方策を検討してまいりたいと。私どもといたしましても、クリーンセンターのほうの先ほどお話に出ましたようにSDGsだとか、そういった観点をより重視しながら意見を申し上げていきたいということになりますので、恐らく現状としては、売電をすることによる歳入とSDGsの頃合いをどう考えていくかと。ここのところが私どもの一つの立場かなと考えておりますので、その辺は今後少し市のほうに対しても意見を述べていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

## ○9番(中島孝之)

議長。

## ○議長(中嶋祥元)

中島孝之議員。

# ○9番(中島孝之)

このクリーンセンターにおいてもですね、実際には発電した電気のうち、自家消費に使っている部分もかなりあると思うんです。実際には今のごみの焼却設備だけでもって、発電をしているわけですけれども、このクリーンセンターの敷地の中に随分いろいろあるので、例えばここの中のつけられるところに太陽光発電をつけて、その太陽光発電でもって自家消費分だとか、そういうのをどんどんと。逆に言えば、その焼却設備だけではなくて、ほかにも太陽光発電等をつけることによって、その使用の電力量を減らしていく。買っている電気を減らしていくような、そういう、今はその自分とこで自家消費しているから発電の部分が、売る分が減っていくということになると思うんですけれども、もっと幅広くこの中で可能な限りの、そういうような設備をつけることによって、さらに売電量を増やすことによって、ここのクリーンセンターのほうの収支を改善していくという、そういう方法もあるんじゃないかというふうに思っておりますので、その辺のところについても、ぜひ管理者のほうでも検討していただきたいというふうに私は思います。そういう点では今回いろ

いろやっておられますけれども、基本的には私はこの予算に対して賛成をいたします。

# ○議長(中嶋祥元)

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑、討論を終わります。 これより採決します。

一部に反対意見がありますので、これより起立採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

# ○議長(中嶋祥元)

ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

# ○議長 (中嶋祥元)

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第1回刈谷知立環境組合議会定例会を閉会します。

\_\_\_\_\_

午後0時7分 閉会

# 会議録署名議員

刈谷知立環境組合議会議長 中 嶋 祥 元

刈谷知立環境組合議会議員 兼 子 義 信

刈谷知立環境組合議会議員 外山鉱一